食の安心・安全推進研修会実施要領

１　目的

「鹿児島県リスクコミュニケーション推進要綱」第２条の（１）に基づき、登録された鹿児島県食の安心・安全推進パートナー（以下「パートナー」という）による地域や職域等における食の安心・安全に関する情報の共有や意見交換を行うリスクコミュニケーションを通して、地域における食の安心・安全に関する理解を促進する。

２　実施方法

⑴ 県農政部農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室長（以下「室長」という）は、原則として、食の安心・安全推進研修会の取組をパートナーへ委託して実施する。

⑵ 食の安心・安全推進研修会を実施するパートナーは、原則として公募した中から選定する。

⑶ 食の安心・安全推進研修会の実施に係る業務内容は、別途定める。

３　対象となる取組

⑴ パートナーが、自主的に食の安心・安全に関して取り組む研修や意見交換等で室長が適当と認めたものとする。

なお、必要に応じて生産現場の見学や体験実習等を取り入れることは差し支えないものとする。

⑵ おおむね２０人以上（中学生以上）の出席が見込まれるものとする。

４　募集期間

募集開始からおおむね１か月とする。

５　実施の手続き等

⑴ 食の安心・安全推進研修会の取組を希望するパートナーは、募集期間内に、「実施申込書」（別記第１号様式）に必要事項を記入の上、室長に提出する。

⑵ 室長は、提出された「実施申込書」の内容により、予算の範囲内で実施パートナーを選定する。

⑶ パートナーは、食の安心・安全推進研修会が終了した後、速やかに「実施報告書」（第２号様式）に必要事項を記入の上、室長に提出する。

６　委託費の限度額

委託費の限度額は、１か所あたり２０万円（消費税を含む）とする。

７　対象となる経費等

⑴ 食の安心・安全推進研修会の実施に要する経費のうち下記のとおりとする。

ア　広報・宣伝費

イ　講師謝金・旅費

ウ　会場・機器賃借料

エ　教材・資料代

オ　バス借り上げ料

カ　事前打ち合わせに係る旅費

キ　保険料

ク　通信・郵送費

ケ　その他室長が必要と認めたもの

⑵ 経費については、請求書に基づいて支払うものとする。

⑶ 食糧費は経費の対象としない。ただし、食の安心・安全推進研修会の実施において必要な茶等の飲料物は除く。

８　食の安心・安全推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という）の派遣

室長は、原則として食の安心・安全推進研修会の実施内容に応じたアドバイザーを選定し、派遣する。

なお、アドバイザーの派遣に係る旅費及び報償費については、別途、県農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室が負担する。

附　則

この要領は、平成 28 年５月２３日から施行する。

この要領は、平成 29 年４月１日から施行する。

この要領は、令和元年５月９日から施行する。

この要領は、令和５年５月１０日から施行する。

この要領は、令和７年７月１１日から施行する。

この要領は、令和８年９月３日から施行する。